

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく
特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域

平成28年3月22日

公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）第15条の5第1号の規定により、同号イ及びロのいずれにも該当する地域として次の地域を指定する。

なお、この告示は、平成28年6月23日から施行する。

千葉市中央区	富士見二丁目11番から23番までの地域
--------	---------------------